

【令和2年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和2年6月18日 文教委員長 木庭 理香子

○「議案第78号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（市民文化局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 通知カードの廃止に伴う市民生活への影響について

通知カードを廃止しても、市民生活に不利益が生じるものではないと認識している。

《意見》

* マイナンバー制度の導入については、当初からプライバシーの侵害等の観点から反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第84号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 保育園の民営化完了に対する検証を実施する考えについて

平成17年度から行ってきた保育園の民営化が本条例改正により完了となるが、毎年、民営化後には保護者へのアンケートや民営化に携わった公立保育所職員の意見等を基に必要な検証を行い、保育の質や安全性を高めて民営化を進めてきたため、改めて民営化完了に伴う検証を行う予定はない。

今後、各区に子育て総合支援センターを設置していく中で、公立保育所の果たす役割を改めて確認しながら、事業を進めていく。

* 民営化に伴い有馬保育園の定員が減少した理由について

有馬保育園については、旧市営住宅の跡地に移築するため、その敷地及び地域の保育ニーズを鑑み、90人から60人の定員とした。

* 定員減少による有馬周辺地域の保育ニーズへの対応について

昨年度改定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における「量の見込みと確保方策」に基づき、着実に整備を進めることを考えている。

* 有馬周辺地域における保育所の整備目標等について

有馬周辺地域のみに限るものではないが、令和2年度に宮前区全体で209名分の整備目標量を定めている。現時点では、宮前平周辺で定員130名、宮崎台周辺で定員60名の保育園の整備が確定している。

* 民営化に伴う園児及び保育士の継続性の担保について

園児については、基本的には民営化後もそのまま通園することとしており、民営化の1年後のアンケートでは、おおむね90%の保護者から満足との回答を得ている。保育士については、処遇改善事業等により継続性の担保を図っている。

* 有馬保育園における園児及び保育士の継続性の担保について

他の既に民営化した保育園と同様に、民営化の半年前である本年10月から、

各クラスに1名の保育士及び園長候補者を配置し、園児の状況をしっかりと引き継ぎ、民営化を進めることとしている。

*** 民営化後における地域の保育相談及び園庭解放に関する考えについて**

民営化後においても、地域の保育資源という役割に変わりはないため、引き続き、地域の保育相談や園庭解放等は行う予定である。

《意見》

* 本市は全国に先駆けて保育園の民営化を進めてきたため、民営化完了による検証を十分に行ってほしい。

* 民営化については、様々なデメリットや懸念があることから反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第85号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第89号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針を踏まえた今後の学校における仕事の役割分担等について

この数十年間は教職員の仕事量が増加する一方であったが、この間、学校がすべき仕事や、学校がすべき仕事であるものの、必ずしも教職員が担わなくてもよい仕事などについて、一定の仕分けをしてきた。

例えば、来年度から始まる給食費の公会計化、事務支援員の活用等の支援策と併せ、校長のリーダーシップの下、教員の意識改革を図ることとの2本立てで取組を進めていくことを考えている。

* 今年度の時間外在校等時間が80時間を超える教職員割合の見込みについて

今年度の4月、5月における時間外在校等時間は少ないことが想定されるが、現在、学校が再開しており、業務が大幅に立て込んでいるため、年間平均にすると、例年並み若しくはそれ以上の割合となる可能性が想定されるため、各種支援策を講じることを考えている。

* 教職員の勤務実態の把握状況について

時間外在校等時間が80時間を超える教職員については、校長及び教頭を通じて現状確認を行っている。

* 学校業務の振り分けの責任主体について

各学校長がその責任を担うものである。

* 学校管理職の人事評価における時間外在校等時間との関連性について

人事評価には現在も「職員の指導・監督」という項目を設けており、時間外在校等時間のみがその評価基準ではないが、長時間勤務の縮減も一つの指標として活用していくことを考えている。

*** 教職員の時間外在校等時間を抑制する手段について**

各種支援策を講じて教員の負担軽減を図るとともに、校長のリーダーシップの下、業務の平準化を行うことが重要であると考えている。

現在、働き方・仕事の進め方改革においてモデル校を選定し、取組を進めており、その成果を全校で共有しながら、校長のリーダーシップを高めていきたいと考えている。

*** 本条例改正に当たっての校長会を含めた議論の経過について**

長時間勤務が続いている教職員にどのようにアプローチをするか、業務の分散をどのように行うか、事務支援員を配置した際の効果的な活用方法は何か等について検討し、これらをモデル校で実施し、まずは成功例をつくる取組を進めることについて校長会や学校と調整を行ってきた。

*** モデル校による取組を開始した時期について**

昨年度に4校の小学校で実施した。今年度については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により開始時期が遅れているが、秋頃から3校の中学校で実施する予定である。

*** 小学校のモデル校における象徴的な取組内容について**

校長自らが地域の方と協議して行事の見直しを実施したこと、職員会議等において教員間で課題に対する意識の共有を図ったこと、異動してきた教員が早く学校になじみ、本来業務に専念できる環境を整えるため、校長が主体となって学校業務マニュアルの作成を行ったこと等が挙げられる。

*** 職員会議等における意識改革の取組内容について**

自校で進めたいこと、変わりたいことについて教員に明示し、教員間での共有・理解を図った。例としては、勤務時間縮減の意識を持つこと、教職員事務支援員の活用、会議の在り方の見直し、ICTの活用等の課題を挙げ、教員間で意識の共有を行った。

*** モデル校における意識改革の取組と教員の勤務時間縮減との関連性について**

まずは教員の意識改革を進める必要があることから、校長が主体となって取組を進めてきた。その中でも、会議の在り方の見直しについては、個々の教員の勤務時間の縮減につながるものと認識している。

*** 管理職の意識改革の取組について**

昨年度においては、管理職限定ではないが、研修の中で働き方改革の趣旨、取組の必要性など伝えた。

*** 研修の内容及び研修で持ち寄られた課題について**

参加教員が考える課題について、ワークショップ形式を取り入れた研修を行った。研修においては、「会議時間を短くしてほしい」等の課題が持ち寄せられた。

*** 管理職が抱える主な課題及び解決策について**

若年者や経験の浅い教員が増加していることから、OJTの方法等について共

通して課題を抱えていると聞いているため、教育委員会としても引き続き、校長会等と連携して課題解決に向けて取り組んでいく。

*** 教員の負担軽減の取組について**

必ずしも学校がやらなくてよい業務は教育委員会事務局が執行すること、事務支援員を活用すること、専門スタッフであるALT、図書館司書を充実させること等を通じて、教員の負担軽減を図ることを考えている。

*** 校長等管理職と教育委員会の関わり方について**

校長との関わりは重要であると認識している。職員部担当部長や各区の教育担当を通じて計画的に校長の考えを聞き、校長にアドバイスをする体制等も整えている。今後も、各学校、各校長の状況を捉えながら、必要な施策に取り組んでいく。

*** 過労死ラインである月80時間の時間外在校等時間を超える教職員が存在する理由について**

仕事の総量が多いこと、学校の中で業務の適正化ができていない部分があること、教育委員会の支援の取組が行き渡っていないこと、十分に意識改革が進んでいないことなど、様々な要因が考えられる。

実際に、月80時間を超える教職員が多くいるため、引き続き、時間外在校等時間の縮減に向けた取組を進めていく。

*** 若手教職員の授業準備に要する時間の考えについて**

基本的な勤務時間は定まっているため、その時間内で準備が終了することを基本として考えているが、実態としては、子どもたちのために、より良い授業をしてあげたいというモチベーションとの関わり合いもあるため、そのバランスを取りながら、働き方・仕事の進め方改革の取組を進めていきたいと考えている。

*** 地域と連携した取組である「コミュニティスクール」による勤務時間縮減効果について**

コミュニティスクールに限定した勤務時間の縮減については把握していないが、地域や保護者と連携しながら取組を進めるものであるため、クレームの数が少なくなるなど、定性的な効果が多く含まれていると考えている。

*** ICカードによる出退勤管理における休憩時間の取扱いについて**

突発的な業務等により休憩時間が取れない場合は、校長の指示の下、別の時間にずらして取るなどの確実な確保を図っているため、その日の勤務時間から、休憩時間である45分を差し引いた取扱いをしている。

*** ICカードによる出退勤管理における教員の資格取得等のための自己研鑽時間の取扱いについて**

勤務時間から自己研鑽に要した申告時間を差し引いた取扱いをしている。

*** 自己研鑽時間の取扱いと同様に、休憩時間を自己申告として勤務時間から差し引くことへの考えについて**

休憩時間については年度当初に時間を45分と設定していること、当初の時間に休憩が取れない場合は時間をずらしたり、又は分割して取るなど、確実な確保を図っているため、自己申告による自己研鑽時間とは異なり、45分を一律で差

し引く取扱いとしている。

- * 2017年の勤務実態調査では93%は休憩時間が取れていないとの実態がある状況下において、教職員の正確な勤務時間を把握する方法について

学校へ休憩時間の制度趣旨を説明し、休憩時間確保の周知徹底を行うこと、休憩時間が始まる際に声掛けを実施すること等の取組により、適正に休憩時間が取れるような対策を行いながら、勤務時間の把握に努めている。

- * 5月22日の文教委員会資料の「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組」における休憩時間の取扱いについて

ICカードで把握した勤務時間から、休憩時間である45分を差し引いて集計したものである。なお、「在校等時間」に休憩時間は含めないものとされている。

- * 教育職員の業務量の適切な管理等を定めた国の指針における「在校等時間」の算定方法等について

ICカード等で把握した在校している時間に、校外で職務に従事している時間を加えたものから、職員の申告による自己研鑽時間、業務外の時間及び休憩時間を差し引くものと定められている。

- * 同指針の留意事項における「虚偽の記録等について」の内容について

「実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない」と記載されている。

- * 「虚偽の時間を記録させる」ことが意味する内容について

校長等がそのことを教職員にさせること、を意味すると理解している。

- * 本市の休憩時間の取扱いが虚偽の記録に当たるか否かの考えについて

休憩時間については、市の条例においても置かなければならないとされているので、それに基づいて、休憩時間の確保について指導しており、決めた時間に取りれない場合は、別の時間にずらして取ることを大前提としている。

- * 虚偽の記録に当たることへの認識について

虚偽の記録に当たるか否かではなく、休憩時間を確実に取るという考えで進めているところである。

- * 現在の休憩時間の確保状況について

数値として把握していないが、今後、確認をしていきたいと考えている。

- * 休憩時間の在り方の周知について

休憩における「自由利用」の原則を含め、管理職対象の研修や会議の中で、休憩の制度の趣旨を説明している。

- * 教職員本人の勤務実態の把握状況について

勤務した月の翌月に、各学校に時間外在校等時間の一覧を送付している。長時間勤務をしている教職員については、その旨を校長から伝えることとし、勤務時間の縮減に活用している。

- * 一月遅れではなく、現在の勤務実績の把握の可否、検討等について

ICカードによって出勤、退勤の時間は把握できるが、国の指針を基にした現在のシステムでは、自己申告によって差し引く項目は限定されているため、新たな項目を追加するにはプログラム改修が必要となること等の課題がある。

勤務時間の状況を個々の教職員に伝えることは重要であり、適切なアドバイス等も必要であると認識している。また、教職員の勤務の特殊性から、個々の教職員がどのように休憩時間を取ったかを把握するのは難しい面もあるが、これまでの働き方改革の取組、効果を確認していくためにも、今後、学校への調査やアンケートを行う予定である。

《意見》

- * 教員の業務量を減らして効率的に業務を行うためには、個々の学校の実態の丁寧な把握が必要であることから、教育委員会として校長等と十分に関わり合いを持って課題解決に向けて取り組むとともに、必要な人材の確保についても適切に行ってほしい。
- * 地域で活動する中で、保護者対応を担任教員任せにし、管理職が関わらないというケースを仄聞する。学校現場においては、校長のリーダーシップが占める役割が大きいため、働き方改革の取組の推進を含めてしっかりと必要な支援、周知を行い、教育委員会が先頭に立って課題解決に向けて取り組んでほしい。
- * コミュニティスクールの取組、目的を否定する訳ではないが、過労死ラインを超える教職員がいる中では、この取組が勤務時間に与える効果測定も同時に行ってほしい。
- * 2017年の勤務実態調査では93%の教職員が休憩時間を取れていないとされている中で、在校等時間から一律に45分の休憩時間を差し引く取扱いでは、正確な勤務実態を把握しているとは言えない状況である。自己申告による自己研鑽時間と同様に、休憩時間についても自己申告で差し引くことができるようにして、正確な勤務実態の把握に努めてほしい。また、一月遅れではなく、その時々の勤務について、勤務時間の上限に近づくとアラート機能等により個々の教員が把握することができるよう、対策を講じてほしい。
- * 本議案は変形労働時間制の前提となるものではあるが、月45時間、年360時間という時間外在校等時間の上限を定め、働き方の改善を行うこと自体には反対するものではないため、本議案には賛成の立場である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第100号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第1号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」

《請願の要旨》

義務教育の機会均等と教育水準を維持し、子どもたちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充と教職員の定数改善を求め、国及び関係

する行政機関に対し、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充することについて、意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

平成23年4月22日に公布された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正法」は、略して「義務標準法」と呼ばれている。この法律は、その名のとおり公立義務教育諸学校の学級編制の標準等を定めており、この法律において、小学校1年生については、1学級当たりの上限となる人数が40人から35人に引き下げられた。

過去の学級編制の標準の変遷については、現行の40人学級は昭和55年度に始まる第5次定数改善計画で導入が図られたもので、小学校2年生以上における1学級当たりの上限となる人数を40人から35人に引き下げる標準改定は、本来であれば第8次の定数改善計画に基づく措置となるべきところ、総務省、財務省及び文部科学省の3省間の調整で計画案の策定は見送られたものの、義務標準法を改正する法律の附則には、「政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める」とする規定が盛り込まれた。

学級編制に係る、国、都道府県教育委員会及び指定都市の関係については、まず、国が学級編制の標準を設定し、平成29年4月に学級編制基準の決定権限が指定都市教育委員会に移譲されて以降は、指定都市が、国の標準を基に児童生徒の実態を考慮して学級編制を行い教職員を配置しており、本市では、学級数に応じて配当する基本定数と、目的に応じて配当する目的定数からなる教職員定数を各学校に配置している。

令和2年5月1日の児童生徒数を基に、小学校1年生及び2年生は35人、3年生以上及び中学生は40人編制とした学級数と比較して、30人以下学級を実施した場合の学級増及び学級増に伴う学級担任に必要な人件費の試算については、教諭一人当たりの人件費599万円に、学年ごとの学級増により必要となる学級担任数を乗じて人件費を算出した場合においては、全ての学年で30人以下学級を実施すると、毎年、合計で44億5,057万円の人件費が必要となる。

学級増に伴い教室不足が生じる教室数と増築に必要な工事費の試算については、1教室あたりの工事費1億243万8,000円に、全ての学年で30人以下学級を実施した場合に不足する教室数の147教室を乗じると、合計150億5,838万6,000円の工事費が必要となる。なお、これらの経費については、国による学級編制の標準の見直しが行われることで、3分の1又は2分の1の国庫負担分を財源とすることが可能となる。

文部科学省が調査した令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の政令指定都市における30人以下学級の実施状況については、選択制等も含め、浜松市と名古屋市の小学校1年生及び2年生、京都市の小学校3年生から6年生及び中学校3年生など、一部の指定都市において、30人以下学級又は3

0人程度の学級編制を実施しているところである。

少人数指導やティーム・ティーチングのために配当される目的定数を学級担任に充て、令和元年度に研究指定校として少人数学級を実施した際のメリットとして、小学校では、「担任からの声掛けや個別対応の機会が増えたことで、意欲的に学習に臨む姿が見られるようになった」こと、中学校では、「生徒一人ひとりに関われる機会が増え、きめ細やかな指導を行うことができた」などの意見が寄せられ、デメリットとしては、小学校では、「個人差が出やすい教科においては、少人数学級にしても課題は残る」こと、中学校では「一部の職員の持ち時間の増加による負担増が感じられた」などの意見が寄せられた。

次に、少人数指導等を実施した際のメリットとして、小学校では、「児童が分からない時に質問しやすい雰囲気ができ「やってみよう」という児童の前向きな意欲につながった」こと、中学校では、「一人ひとりの習熟度・学習到達度をきめ細やかに把握しながら、つまづき等に早期に気づき、寄り添った指導につなげることができた」などの意見が寄せられ、デメリットとしては、小学校では、「少人数指導を実施するための教室の確保に苦慮した」こと、中学校では「指導者同士の話し合いを持つ時間が確保しづらい」などの意見が寄せられた。

昨年度、本市は独自に、国の予算編成に対し、「教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、35人以下学級の推進や小学校の専科指導の充実など、義務標準法の改正による定数改善を実施すること」を要請したことに加え、同年7月には指定都市教育委員会協議会として文部科学省に、また、指定都市市長会と指定都市議長会が連名で、文部科学省を始め、総務省、内閣府、財務省等宛てに、教職員定数の改善等を求めた。

請願要旨に対する本市の考え方として、「義務標準法」の一部改正法に規定された国の学級編制の標準の引下げと、それに伴う財源確保に対する努力義務について、その誠実な履行を大いに期待するところであり、特に、未だ児童生徒数の増加が続く本市にあっては、各学校が直面する課題も多岐にわたり、教職員の定数改善が強く求められているものの、本市独自での対応には限りがあることから、国としての財源措置を強く求めるとともに、様々な教育課題に適切に対応し、きめ細やかな指導を推進するためにも、引き続き、新たな教職員定数改善計画の早期策定と、確実な実施を国に求めていく考えである。

《主な質疑・答弁等》

* 30人以下学級を実施した場合の人件費に対する国庫負担について

現状のまま実施した場合は44億5,057万円の人件費が増加し、その全額が市の負担となるが、義務標準法が改正した場合は、約3分の1を国庫負担として財源に充てることができる。

* 30人以下学級を実施した場合の教室の整備に要する費用に対する国庫負担について

現状のまま実施した場合は150億5,838万6,000円の費用を要し、その全額が市の負担となるが、義務標準法が改正した場合は、約2分の1を国庫負担として財源に充てることができる。

*** 昨年 4 月の文部科学大臣の中央教育審議会への諮問内容等について**

昨年 4 月 1 7 日に、義務教育 9 年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と、教科担任制の在り方等について諮問し、今年度中に答申が出され、文部科学省において検討が進められる見通しであると聞いている。また、昨年 1 2 月には一定の論点を取りまとめられ、小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育を始めとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和 4 年度を目途に小学校高学年からの教科担任制の本格的な導入に向け、今後、教員定数の在り方等について検討を進めていくこととされた旨を聞いている。

*** 少人数学級に対する考え方について**

生徒一人ひとりに対してより行き届いた指導等ができることから、少人数学級は効果が高い取組であると認識しているため、国における義務標準法の改正を強く求めている。

*** 市単独で一部の学年で少人数学級を実施することへの考え方について**

将来にわたって安定的に学校運営を継続していくためには、市単独ではなく、国の財源措置に基づいて実施することが必要であると考えている。

*** 「行き届いた教育」を実現させるための手段及び考え方について**

必ずしも、現状の学級編制において「行き届いた教育」が実現できない訳ではない。その実現のためには、教員一人ひとりが感度を高めて生徒の状況を見守り、学習指導、生活指導等を行っていくことが重要であると考えている。

*** 少人数学級を実施した場合に必要な教室の確保の考え方について**

少人数学級を実施した場合に必要な教室数、費用等は算出しているが、容積率等の物理的な観点から、必要となる教室数の整備の可否については把握していない。しかしながら、義務標準法が改正されて少人数学級を実施する場合には、必ず整備していかなければならないものであると認識している。

*** 現在の教職員の採用動向及び少人数学級を実施した場合に必要な教職員の確保の考え方について**

全国的に受験者数は減っているが、本市においては例年並みで推移している。義務標準法が改正されれば、当然、必要となる数の教職員の採用を行わなければならないものであるが、改正の際には、段階的に義務標準に達するよう経過措置が採られるものと考えている。

*** 日本における絶対的貧困率の推移について**

請願には 7 人に 1 人が相対的貧困状態にあると記載されているが、絶対的貧困率については把握していない。

*** 日本の初等教育及び前期中等教育の 1 クラスの平均人数及び世界平均との差に対する見解について**

世界平均は初等教育で 2 1 人、前期中等教育では 2 3 人であり、日本では初等教育で 2 7 人、前期中等教育では 3 2 人である。世界平均と比べてその差が「大きい」差であるか否かについては主観によるものであるが、世界平均と日本では人数が異なっていることは認識している。

*** 日本の初等教育及び前期中等教育の 1 クラスの平均人数の中央値について**

中央値については把握していない。

*** 単独で少人数学級を実施している指定都市等について**

多くの指定都市では、国の加配定数を活用して少人数学級を実施しているが、一部の指定都市においては、不足する教員分を市単独で配置して実施していると聞いている。なお、都道府県においては、島根県で一部、単独で少人数学級を実施していると聞いている。

*** 1クラス当たりの平均人数が35人を超える、又は下回る学級に在籍する生徒の割合等について**

令和2年5月1日現在において、小学校3年生から6年生では29.3%、中学校では72.7%が、平均人数が35人を超える学級に在籍している。そのため、小学校3年生から6年生では、約70%が35人を下回る学級に在籍しているものとなる。

*** 少人数学級を実施した場合に要する人件費の算出方法について**

昨年度の教諭の総人件費を教諭の総数で除して算出した一人当たりの人件費である約599万9,000円に、学級増により増加する人数を乗じて算出したものである。

*** 新卒教諭の一人当たりの人件費及び同人件費で30人以下学級を実施した場合に要する費用について**

新卒教諭一人当たりの人件費は約410万7,000円である。教諭の平均人件費から算出した場合は約44億5,000万円、新卒教諭の人件費から算出した場合は、約30億5,000万円を要する。

*** 少人数学級により生じる教室空間の活用に関するメリットについて**

少人数学級によって教室空間にゆとりが生じるため、大きな模造紙を用いた授業など、動きを伴う授業等においてメリットがあるものと考えられる。

*** 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について**

分散登校等を通じて1クラスの人数を20人程度とし、2メートル程度の身体的距離を確保することなど、各地域での感染状況のレベルに応じた行動基準が定められている。

*** 第7次教職員定数改善計画以降の国の検討状況について**

平成17年8月に第8次教職員定数改善計画の案が出されたが、結果として見送られた状況にある。その後も、数回にわたり案は出されたものの、同様に実現に至っていない。

*** 第8次計画が見送られた中で、小学校1年生の学級編制が35人以下となった経緯等について**

教職員定数の改善によるものではなく、義務標準法の改正により35人以下となったものである。また、義務標準法は小学校1年生のみが対象であるが、国が加配措置を行っていることで、全国的に小学校2年生までは35人以下学級が実現できている。

*** 国への要請事項の内容及び要請の実現に向けた取組経過について**

働き方・仕事の進め方改革を着実に推進する上で、教員が子どもと向き合う

時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、義務標準法の改正による定数改善の実施等について要請したものである。要請に当たっては、市長及び副市長にその内容を説明した上で、昨年度については副市長自ら文部科学省に要請書を渡した経過がある。

*** 早期に子どもの教育環境を改善するための考えについて**

国への要請を引き続き適切に行っていくとともに、GIGAスクール構想には、「誰一人取り残さない」という目標が掲げられていることから、教育環境が変化し、可能性が広がる中で、子どもたち一人ひとりにきめ細かい教育ができる体制をしっかりと整えていく。

*** 少人数指導の現状について**

算数及び数学で主に実施されている。1つの授業の中で少人数指導をすること、年間を通じた単元の中で時期を捉えて少人数指導をすることなど、子どもの学習の程度に応じて、学校ごとに適切に実施している。

*** 少人数指導の考え方について**

少人数指導を目的とせず、少人数指導を1つの手段として、子どもたち一人ひとりにどう対応し、より良い学習をどう成立させていくか、という観点の下で指導を行うことが重要であると認識している。

《意見》

* 「行き届いた教育」の実現は、必ずしも少人数学級の実現によってのみ達成されるものではないと考えている。今後に向けては、GIGAスクール構想を始めICT環境の整備が進められるため、様々なアプローチによって、「行き届いた教育」の実現に向けた取組を検討してほしい。

* 今般の国の補正予算などを見ると、GIGAスクール構想を始めとしたICT環境の整備等により、教職員の働き方改革を含めて、令和の時代においては授業の内容、進め方が変化していくものと思われる。地域の人材の活用等をより一層進め、地域に開かれた教育の取組を推進してほしい。

* 初等教育及び前期中等教育の1クラスの平均人数について、日本は過疎化の進展等のため、地域によって子どもの人数等に大きな差があるため、平均値だけでなく、中央値についても資料を提供してほしい。

* 世界平均と比べて日本は1クラス当たりの人数が多い状況にあることや、現在の新型コロナウイルス感染症の流行下における感染症対策を進める意味でも、少人数学級の実現に向けて取組を進めてほしい。

* 単独で少人数学級の取組を進めている都道府県・市の状況をしっかりと把握し、資料を提供してほしい。

* 義務標準法の改正を求める要請だけでなく、共通の課題を抱える指定都市間で連携し、モデル地区のような形も含めて課題解決に向けた取組を進めてほしい。

《取り扱い》

・ 少人数学級ではなく、少人数指導等により、複数の教員で生徒のサポート、学習指導等を行うことの方が、手厚い教育の実現につながるものであると考えるため、意見書の提出は行うべきでなく、本請願は不採択とすべきである。

- ・ 現在、文部科学大臣の諮問により、中央教育審議会において一部の学年における教科担任制等を検討しているところであり、これは、今後の定数の考え方に影響を及ぼすものであることや、今年度中にその答申が出る見通しであることから議論の推移を見守る考えもあるが、請願要旨の方向性は理解するところである。意見書については、既に教育委員会、市長会等が国に対して十分に要望等していることから提出すべきではないと考える一方で、国による財源の裏付け等がないため採択すべきでないものの、その趣旨は理解するため、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 少人数学級の必要性は理解するものの、財源確保等に課題があるため、意見書の提出は行うべきでなく、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 請願要旨の方向性が理解できるため、意見書を提出の上、採択すべきであると考えるが、委員会での結論をまとめるに当たり、議会としてより多くの一致した方向性を示すためにも、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 現在の新型コロナウイルス感染症に対する感染防止の観点からも、少人数学級の推進が必要であるため、意見書を提出の上、採択すべきであると考えるが、委員会での結論をまとめるに当たり、現状から一歩でも前進を図るため、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

賛成多数趣旨採択